

処分基準

令和7年3月24日作成

法 令 名	自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項	第9条第1項
処 分 の 概 要	自動車の運行供用制限
原権者(委任先)	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条（保管場所の要件）
処 分 基 準	「保管場所が確保されていると認められないとき」とは、具体的には、 ・ 保管場所証明や保管場所に係る届出に係る保管場所としていた場所を現在は使用していないにもかかわらず、新たな保管場所を確保していない場合 ・ 保管場所として確保している場所が、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条で定める要件を備えていない場合 などである。
問い合わせ先	警察本部交通部交通企画課
備 考	